

行動計画に盛り込まれるべき事業一覧(案 平成16年10月21日現在)

「施策・事業名」に がついているものは中間のまとめ第2部に追加したものです。
「方向」に削除とあるものは行動計画から削除するものです。

1. 地域子育て支援

(1) 地域支援体制 - 親子が集える場の整備

【施策の方向】

子どもたちが健やかに育つためのふれあいの場を確保し、自主的な活動を支援します。また、地域住民の支えあいによるボランティア活動や地域交流事業を推進します。さらに新たな子ども家庭支援センター「たち」を中心に子育て支援のネットワーク化を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
子育て地域交流事業	子育てネットワークの核である子ども家庭支援センターを中心に、地域における仲間づくりのための情報提供や、家事・子育ての勉強会、ボランティア活動、オープンルームの提供などを行います。また、ボランティア等の協力を得ながら実施回数を増やすとともに、特に声かけが必要な親子をグループ化するなど、きめ細かい事業を展開します。	子育て不安や悩みを抱えている保護者が増えているため、きめ細やかな対応が必要となっている。	拡大	(現状) 120回 対象年齢0～3歳 1施設 (目標) 350回 対象年齢0～6歳 2施設
子育てひろば事業(A型)	地域の子育て家庭に対して、親子あそびや子育てに関する相談・助言等を行い子育て不安を解消するとともに、子育ての啓発活動を進め、自主サークルやボランティアの育成を推進します。	在宅家庭の子育て不安や悩みを解消する受入れ施設の不足。	拡大	(現状) 私立保育園4か所 (目標) 8か所
子育てひろばポップコーン事業	親子の交流と情報交換や仲間づくりを支援します。子ども家庭支援センターのひろば事業を核として、児童館や学童クラブ施設などにおいては地域性あふれるひろば事業を実施します。	開催場所が限定されている。 運営のためのボランティアの育成	拡大	(現状) 学童クラブ施設等 6か所 ボランティア数 48人 (目標) 児童館・学童クラブ施設等 11か所 ボランティア数 110人

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
保育所園庭開放 保育所地域交流事業	公立保育所の園庭及び遊戯室を開放し、保育士などが子育て相談を行うなど、親と子どもがふれあう場を提供します。	月1回の開放となっているため、回数を増やす必要がある。	拡大	(現状) 公立保育所15か所 月1回 (目標) 公立保育所15か所 月2回以上
幼稚園園庭開放	市立幼稚園の園庭を開園時間以外に開放し、在園児はもとより未就園児、近隣幼児等の安全で安心して遊べる場所として提供するとともに、保護者の交流の場とします。	平成15年12月公立幼稚園教育検討協議会から、休園日を含め園庭開放の回数増加について報告を受けている。	拡大	(現状) 市立幼稚園3か所 週1回 (目標) 市立幼稚園3か所 週3回
公会堂を利用した自主活動の場	自治会と協力し、公会堂を利用した自主活動の場づくりを行います。また、日常的なふれあいが、地域行事等のコミュニティ参加へのきっかけとなることを目指します。	子育て家庭の「孤立」の解消	新規	(目標) モデル地区により実施し、徐々に拡大します。
ポップコーンパパ	市立保育所を日曜日に開放し、保育士などが子育て中の父親に遊び方の指導や子育て相談を行うなど、親と子どもがふれあう場を提供します。	参加者のばらつきがある。 事業内容・方法を工夫します。	継続	(現状) 公立保育所15か所 月1回
小学校体育館開放	学校が休みとなる土曜日の午前中に、子どもの休日の居場所の一つとして、小学校の体育館を地域の子どもとその保護者に開放し、児童の自主的な活動を支援するとともに、地域及び親子のふれあいを図ります。	モデル事業実施校と他の学校では参加人数の格差が大きい。また、実施校でもモデル事業実施日と他の日では参加人数に差がある。	継続	(現状) 協力してもらった地域の人々の発掘に努め、小学校ごとに実行委員会的な組織が形成されるよう支援するためにモデル事業を実施。 (目標) 保護者・住民が主体となった実行委員会的な組織による事業実施を検討します。
すくすくらんど・子育てわいわいトークキング	育児についての不安を解消するため、母親同士の交流ができた、友達をついたり、育児情報などを共有する場を提供します。	他のひろば事業の拠点増加にともない、保健師等の専門職員が相談・訪問事業を主体に活動することができる。	削除	[類似の子育てひろばポップコーン等の事業を拡大し、本事業は終了]

1. 地域子育て支援

(1) 地域支援体制 - 住民の相互活動の活性化

【施策の方向】

子どもたちが健やかに育つためのふれあいの場を確保し、自主的な活動を支援します。また、地域住民の支えあいによるボランティア活動や地域交流事業を推進します。さらに新たな子ども家庭支援センター「たち」を中心に子育て支援のネットワーク化を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ファミリーサポートセンター事業	仕事と子育ての両立に向けた環境整備の一環として、市民による会員制の相互育児活動の調整業務を行います。また、新たな子ども家庭支援センター「たち」内に会員の活動場所を設けます。	活動に結びつく提供会員の育成、急な利用希望への対応、会員宅外でのサービス提供	拡大	(現状) 提供会員(158人) 依頼会員(560人) 両方会員(24人) (目標) 会員(1300人)
保育協力者	府中市主催で託児つきの講座を実施する場合に保育協力者による保育を行います。		継続	(現状) 保育協力者 25人
健康診査・予防接種時の協力者	市民の協力を得て、健康診査や予防接種等の際、兄弟姉妹の一時保育を行います。	一般市民ボランティアの養成と活用が課題。	継続	(現状) ボランティア 22人
生涯学習リーダーバンク	地域における専門的知識や技能をもつ人々を市内の自主グループや学校などに、指導者として紹介し、地域の自主活動を支援します。	市民への周知不足のため、登録者がいても活用されにくいことや、実際、登録していても指導者と相談し交渉が成立しない例がある。見やすく利用しやすい資料づくりや、広報紙によるPRなどで活性化させていく。	継続	(現状) 登録者 127人
子育てボランティアの育成講座	社会福祉協議会と協力して、活動しているボランティア、またはボランティア希望者に対して、知識や技能の習得のための講座を行い、地域におけるさまざまな活動への参加を促進します。	地域で子育て支援に取り組む人材の育成	新規	(目標) 年2コース

1. 地域子育て支援

(2) 産後家庭への支援

【施策の方向】

出産直後の産婦は、心身の状況が不安定であると同時に、新生児を連れての外出が困難であるなど、家事と育児の両立で負担がかかります。手助けが可能な家族がいない家庭には、出産直後に安心して育児に専念できるよう支援を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
産後家庭サポート事業	出産後の体調不良等により家事や育児が困難な家庭に対して援助者を派遣し、家事及び育児の一部を行うことにより、出産直後の生活が安定するよう支援します。	NPO法人の特色を活かした対応ができるよう検討を要する。また、サービス提供主体を増やしサービスの向上を図る。サービス提供をするNPO法人の育成を図ります。	継続	(現状) 事業開始 妊娠中から出産後4か月まで 10日間 (目標) 1,146回派遣

(3) 多胎児家庭への支援

【施策の方向】

多胎児家庭では、育児に関する負担が過重となるため、援助者の派遣などの支援を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
助産師による訪問	保健師や助産師による妊産婦訪問を行い、情報提供や相談対応など、個々に必要な支援をします。	子育て不安や悩みを抱える保護者へのきめ細かな対応が必要	削除	【母子保健の妊産婦・新生児訪問事業と同一】
産後家庭サポート事業	多胎児の家庭に援助者を派遣し、育児や家事の負担を軽減します。	現状にあったサービス内容の充実が求められている。 妊娠中、兄弟の世話追加	継続	(現状) 妊娠中から2歳まで 37日間 20世帯
粉ミルク支給	一時的に経済負担が集中するため、粉ミルクを支給して経済的負担を軽減します。		継続	(現状) 460缶

1. 地域子育て支援

(4) 子育ての経済的負担の軽減

【施策の方向】

児童手当の充実を国に要請します。国制度としての乳幼児医療費助成制度の創設を要請するとともに、制度が創設されるまでの間は、東京都において所得制限を撤廃するよう要望します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
児童手当	小学校3年生(9歳年度末まで)の児童を養育している保護者に対し手当(第1・2子5,000円/月, 第3子目以降10,000円/月)を支給します。		継続	(現状) 12,098人
医療助成	義務教育就学前(6歳年度末まで)の児童を養育している者に対し、健康保険診療の医療費の一部を助成します。		継続	(現状) 14,640人
入院助産措置	保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊婦に対してその援護をします。		継続	(現状) 3人
夏季健全育成事業	(生活保護世帯) 学童・生徒に対し、夏休み中の各種野外活動等に参加する費用を支給することにより心身の健全育成を図ります。		継続	(現状) 小学生 215人 中学生 100人
中学卒業者自立援助	(生活保護世帯) 就職及び高校に進学する中学校卒業者に対し、援助を行いその自立向上を図ります。		継続	(現状) 進学 28人 就職 2人

その他にひとり親、幼稚園就園、障害児等に助成あり

2. 育児不安・虐待

(1) 情報提供体制

【施策の方向】

市の広報によるPRを継続するとともに、市ホームページなどのインターネットの活用や子育て情報冊子の配布など、子育てに関する情報提供を充実します。また、子ども家庭支援センター「たち」を子育てに関する情報の集約施設とし、各種情報の収集・提供を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
子ども家庭支援センター「たち」における情報提供	新たな子ども家庭支援センター「たち」を子育てに関する情報の集約施設とし、情報の収集・提供を行います。		継続	(現状) 事業開始 (目標) 情報コーナーの整備・活用
子育てパンフレット	母子手帳交付時等に子育て情報冊子「子育てのたまたま箱」を配布し、早期の子育て情報の周知を図ります。	家庭内で身近に得られる情報誌が必要であり、内容の充実について要望が強い。	継続	(現状) 16年度改訂 (目標) 2～3年ごとに改訂
多様な媒体による情報提供	市の広報によるPRを継続するとともに、今後利用の拡大が見込まれる市ホームページなどのインターネットの活用や、子育て情報冊子の配布などを通じて、子育てに関する情報提供体制を充実します。	あらゆる機会を捉えた情報提供	継続	(現状) 広報、子育てのたまたま箱、ホームページ
子育て講座	新たな子ども家庭支援センター「たち」において、出産・育児の不安解消や親同士の交流のため、子育て講座を行います。		新規	

(2) 相談体制

【施策の方向】

出産や育児不安などの悩みを解消するため、専門的な相談が受けられ、親同士が子育てに関する情報を交換できる場を提供します。また、市立保育所による地域子育て支援を充実します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
新たな子ども家庭支援センター「たち」の設置	子育てに関する総合相談及び情報提供のネットワークの中心となるとともに、親子が気軽に参加できる子育てひろば・子育て講座の開催、ボランティア・子育てサークルの育成支援、児童虐待防止の対応などを総合的に推進する新たな子ども家庭支援センターを設置します。		削除	【16年度中開設】

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
子ども家庭総合相談事業	新たな子ども家庭支援センター「たち」を中心として相談体制を強化し、あらゆる相談への対応を図ります。		継続	(現状) 子ども家庭支援センター「たち」開設 「たち」「しらとり」 2か所
市立保育所の相談事業	在宅で子育てをしている家庭や地域の保護者等の自主活動への支援として、保育所での子育て相談や保育士による訪問事業を実施します。	保育所に通う児童に加え、在宅で子育てをしている家庭への支援の充実が求められている。	拡大	(現状) 保育所での相談 (目標) 訪問事業の実施

2. 育児不安・虐待

(3) 児童虐待対策

【施策の方向】

発見から解決に至るまで関係機関による横断的な組織体制を整備するとともに、地域のなかで同じ悩みを持つ親同士の交流の場と機会を提供するなど、子育て家庭の負担を軽減し、虐待防止に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
児童虐待専門チーム	児童虐待に関する専門の相談員を育成し、相談体制の充実を図ります。	相談員が様々な相談に対応できるネットワークづくりが必要。相談員の育成。	拡大	(現状) 相談員2名 相談件数150件 (目標) 相談員4名
虐待防止ネットワーク	児童相談所などの関係機関で構成する「児童虐待防止ネットワーク」において、連携し、役割分担を明確した取組を行います。	親子の孤立により、育児不安や悩みを身近な人に話ができない状況があり、虐待に走る前にいかに防止できるかが課題である。	継続	
虐待防止マニュアル	児童虐待防止マニュアルを作成し、各施設、関係機関とも適切な対応ができるよう啓発活動を実施します。	各施設における虐待に対する意識はあるが、対応の統一がなされていない。	継続	(現状) マニュアル作成
養育家庭(里親)	親の離婚、疾病等で家庭での生活ができない児童や親の虐待等により家庭で生活することが好ましくない児童を、一定期間、登録した一般家庭で、養子縁組を目的とせず養育します。	養育家庭制度の普及・啓発。 養育家庭の新規開拓。 養育家庭が日々直面する諸問題に対する側面的な支援。	新規	(目標) 養育家庭登録 20世帯

3. ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭の相談体制

【施策の方向】

ひとり親家庭の自立した生活を支えるため、相談体制を充実します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
母子自立支援の相談	様々な問題について相談に応じ、自立に必要な情報提供や援助を行います。		継続	(現状) 支援員 1人 相談件数 1293件

(2) ひとり親家庭の日常生活への支援

【施策の方向】

自宅にホームヘルパーを派遣して家事や育児などの生活援助を行い、親や子どもの急な病気や、就業に支障をきたすような場合にも安心して暮らせるように、継続して支援を進めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ひとり親ホームヘルプサービス	自宅にホームヘルパーを派遣して家事や育児などの生活援助を行い、親や子どもの急な病気や、就業に支障をきたすような場合にも安心して暮らせるように支援します。		継続	(現状) 28世帯

3. ひとり親家庭への支援

(3) ひとり親家庭の自立・就業支援

【施策の方向】

ひとり親家庭が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、就業のための能力向上の訓練などを支援します。また、就業・就業訓練と生活との両立が出来るよう支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
母子生活支援施設	経済的困難や子どもの養育に支障がある母子家庭を対象に、日常生活と自立への支援を行います。	DV(配偶者からの暴力)ケース・離婚の増加に伴い、母子の施設の入所希望者が増えている。	継続	(現状) 9世帯
市営住宅優遇抽選	ひとり親(母子)世帯については、当選率を高くする優遇抽選により入居者を決定します。		継続	(現状) ひとり親世帯に対する割当戸数 23戸 (実際の入居 45戸)
保育所優先入所	ひとり親世帯については、入所選考の基準となる指数を加算して配慮します。	ひとり親の状態になるのは予測できないため、年度途中の入所枠は欠員がほとんど見込めない。 緊急対応できる環境の整備	継続	
母子家庭自立支援教育訓練給付	職業能力開発のために講座を受講する母子家庭の母に対して、修了後に受講料の4割相当額を支給し、自主的な教育訓練を支援します。	受講者が主体的に適職につけるよう受講前後のアドバイスやフォローが不可欠となるため、ハローワークとの連携や母子支援員のスキルアップが重要となる。	継続	(現状) 事業開始
母子家庭高等技能訓練促進	2年以上養成機関で修業する母子家庭の母に対して、修業期間の残り3分の1の期間に高等技能訓練促進費を支給し、生活の負担を軽減することで、資格取得を支援します。	修業期間の残り1/3相当の期間に限っての支給のため、修業開始から支給開始までの間は貸付金により支援を講じる。	継続	(現状) 事業開始
常用雇用転換奨励金	非常勤雇用者として採用された母子家庭の母に研修・訓練を実施し常用雇用労働者に雇用転換した場合に、雇用主に対して奨励金を支給します。	雇用主に課される職業訓練に係る計画、実施、報告等への十分な理解と協力を得ることが必要となる。また、不正受給を防止するため、支給後の対象労働者の雇用状況を一定期間監察することも考慮する。	新規	

3. ひとり親家庭への支援

(4) ひとり親家庭の経済的負担の軽減

【施策の方向】

児童育成手当・児童扶養手当の充実を国と東京都に要請します。ひとり親家庭の親と子どもに対して、医療費のうち健康保険の自己負担分を軽減します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
児童育成手当	死別・離婚等により父または母がいない18歳年度末までの児童を養育している保護者(育成手当13,500円/月)、又は20歳未満で一定以上の障害のある児童を養育している保護者(障害手当15,500円/月)に対し手当を支給します。		継続	(現状) 育成 2,903人 障害 230人
児童扶養手当	死別・離婚等により父と生計を同じくしていない18歳年度末までの児童(20歳未満で中度以上の障害のある児童を含む)を養育している保護者に対し、児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために手当(全部支給41,880円等/月)を支給します。		継続	(現状) 2,085人
医療助成	18歳年度末までの児童(20歳未満で中度以上の障害のある児童を含む)を養育しているひとり親家庭等に対し、健康保険診療の医療費の一部を助成します。		継続	(現状) 2,591人
健康診査費助成	20歳以上の国民健康保険または政府管掌保険の加入者で、児童扶養手当・児童育成手当・遺族基礎年金・母子(準母子)年金のいずれかを受給しているひとり親家庭等の保護者が、市民医療センターで総合健康診査を受けた場合、その診査料の一部を助成します。		継続	(現状) 8件
休養ホーム利用 交通費助成	児童扶養手当・児童育成手当・遺族基礎年金・母子(準母子)年金いずれかの受給者で、東京都ひとり親家庭休養ホーム事業指定施設を利用するひとり親家庭に対し、交通費を助成します。		継続	(現状) 大人95人 小人45人

4. 保育サービス・幼児教育

(1) 待機児童の解消 - 保育定員の拡充

【施策の方向】

今後の待機児童数を的確に把握するなかで保育所(園)の新設や定員枠の見直しなどを行い、待機児の解消を図ります。また、認可保育所と認可外保育所における利用者負担の格差を縮小するため、保育に欠ける児童が認可外保育所に入所している場合の利用者負担額の一部助成を検討します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
通常保育	公立保育所の運営の民間移管を行うとともに、私立保育所の新設・分園や公設民営保育所の開設を行うことにより、入所定員を拡大します。	待機児童数は依然として多く、その解消策が急務である。 多様な保育需要への対応、地域の在宅子育てへの支援 公立保育所運営費等の一般財源化、東京都の運営費負担の廃止により財政的に厳しい状況	拡大	(現状) 定員 3,176人 公立 15施設 定員1,561人 私立 15施設 定員1,615人 (目標) 定員 3,701人 公立 14施設 定員1,513人 私立 20施設 定員2,188人
公設民営保育所の新設	公設民営保育所を新設し、休日保育、一時保育、夜間保育(夜10時までの延長保育)、トワイライト事業を実施し、保育定員の拡大と多様な保育需要への対応を図ります。		削除	【通常保育等へ吸収】
公立保育所の一部民営化	公立保育所の一部の園について民間へ運営移管を行い、定員の拡大と多様な保育需要への対応を図ります。	円滑な民間移管、保育の質の確保	削除	【通常保育等へ吸収】
私立保育所の新設・分園	私立保育園の新設・分園を行い、定員の拡大とともに在宅子育て支援機能の強化を図ります。	社会福祉法人の設立 建設用地の確定	削除	【通常保育等へ吸収】
認可外保育所(認証、保育室)	認証保育所の新設や保育室の認証保育所への移行を支援します。	認証保育所は、保育料が認可保育所と比較して高いため利用が伸びない面があるが、一定の利用者の支持を受けつづけている。年度始めは、利用者の半分以上は非待機児童である。最近では開設等の審査が厳しくなっている。	拡大	(現状) 定員 274人 認証保育所 5施設 定員152人 保育室 7施設 定員122人 (目標) 定員 336人 認証保育所 9施設 定員254人 保育室 5施設 定員82人

4. 保育サービス・幼児教育

(1) 待機児童の解消 - 保育所と幼稚園の機能のあり方

【施策の方向】

保育所と幼稚園の需要の推移を見ながら、その機能のあり方を検討します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
保育所と幼稚園の機能のあり方の検討	保育所と幼稚園の需要の推移や、国で検討中の総合施設の状況を見ながら、その機能のあり方を検討します。		削除	【幼稚園に吸収】

(2) 多様な保育サービス - 多様な勤務形態への支援

【施策の方向】

時間延長保育の拡大や休日保育の実施など保護者の多様な勤務形態に応じた支援を行います。また、共働きや残業などで保護者の帰宅が遅い家庭の小学校6年生以下の子どもを、午後10時まで預かるトワイライトステイ事業を充実します

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
延長保育	公立保育所、私立保育園ともに、時間延長保育を拡大します。	需要動向の的確な把握	拡大	(現状) 19時まで 27施設 20時まで 2施設 22時まで 1施設 (目標) 19時まで 1施設 20時まで 31施設 22時まで 2施設
休日保育	保護者の勤務形態等により休日の保育が必要な子どもを預かる休日保育を新たな公設民営保育所で実施します。	需要動向の的確な把握	新規	(目標) 2施設 定員40人
夜間保育	保護者の勤務形態等により夜間の保育が必要な子どもを預かる夜間保育(22時までの延長保育)を新たな公設民営保育所で実施します。	需要動向の的確な把握	削除	【延長保育へ吸収】
トワイライトステイ	共働きや残業などで保護者の帰宅が恒常的に遅い家庭の子どもを預かるトワイライトステイを実施します。	多種多様な勤務形態に対応するため、ますます需要は増えてくるが、施設の受け入れ人数に限界が来ている。	拡大	(現状) 1施設 定員40人 (目標) 3施設 定員90人

4. 保育サービス・幼児教育

(2) 多様な保育サービス - 一時的な保育需要への対応

【施策の方向】

一時保育事業やショートステイ事業を充実し、保護者の疾病や家庭の都合により緊急に一時的な保育を必要とする家庭を支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
一時保育(施設型)	保護者の入院や断続的な就労により、一時的に保育が必要な子どもを預かる一時保育を実施します。また、新たな子ども家庭支援センター「たち」においては、保護者のリフレッシュとしての一時保育を実施します。	保護者の病気や心理的負担を解消する等の理由により一時的に保育を必要とする児童の受入先が不足している。	拡大	(現状) 私立保育園 7施設 定員67人 (目標) 私立保育園 10施設 定員85人 公立保育所 4施設 定員20人 公設民営保育所 1施設 定員24人 子ども家庭支援センター「たち」 定員10人
ショートステイ	保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、18歳までの子どもを泊りがけで預かります。	利用期間が7日間であるが、複雑化した家庭環境において、延長せざるを得ないケースもあり、緊急的対応も含め、受入れ体制の整備が必要である。	継続	(現状) 1施設 定員8人

(2) 多様な保育サービス - 病後児童への対応

【施策の方向】

病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育の保育時間を延長するなど内容を充実するとともに、病院併設型の施設を開設します。また、派遣型について、地域住民による支援を含めて、検討します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
病後児保育(施設型)	病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育を実施します。	登録者から、利用できない理由として、終了時間が早い、場所が不便であるという意見が寄せられてる。	拡大	(現状) 1施設 定員 4人 17時まで (目標) 2施設 定員 8人 18時まで

4. 保育サービス・幼児教育

(2) 多様な保育サービス - 学童クラブ

【施策の方向】

市民ニーズの動向に応じた効果的で柔軟な運営に努めるとともに3年生までの全ての入会希望児童の受入れに努めます。また、障害児の受け入れ学年を6年生までに延長します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
学童クラブ	多様な社会資源の活用をも含めた施設整備と運営方法の見直しを行い、3年生までの全ての入会希望児童の受入れに努めます。	今後の児童数の増加状況から、新たな施策対応が必要。今後の市民需要が高まることが予測されることから、運営の効率化を早急に図り、対応する必要がある。	拡大	(現状) 3年生まで(障害児5年生まで) 22施設 1,642人 (目標) 3年生まで(障害児6年生まで) 22施設 2,045人

(3) 保育サービスの質の確保

【施策の方向】

評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
第三者評価制度	評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めます。	評価結果に基づいて保育サービスの改善に向けた取組みの促進を図ること。私立保育園に対する受審推奨。	継続	(現状) 公立保育所 5か所 私立保育園 1か所 (目標) 公立保育所 全施設受審 私立保育所 受審推奨

4. 保育サービス・幼児教育

(4) 幼児教育 - 幼稚園

【施策の方向】

幼児の心や身体が年齢にふさわしく健やかに育つために、各幼稚園は、教育目標、指導計画を立て、一人一人の個性を大切にしながら、家庭と連携して教育を進めます。また、保育所と幼稚園の需要の推移を見ながら、その機能のあり方を検討します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
市立幼稚園	市立幼稚園では、教育の内容充実に努めるとともに、子育て支援に積極的に取り組むため、延長保育の推進など、幼稚園の弾力的運営を進めます。また、少子化などの動向を見極めながら、市立幼稚園の3園体制については、新たなニーズに対応できるよう、発展的に見直しを行います。	平成15年12月公立幼稚園教育検討協議会から、次の事項について報告を受けている。今後、園児数の推移等ふまえて検討していく。 1 公立幼稚園の適正規模について 2 施設の有効的な活用方法について 3 特色ある公立幼稚園の運営について 4 公立幼稚園施設の有効活用について 5 教員の資質向上について	継続	(現状) 3園(うち障害児受入1園) 4、5歳児在園児 300人 定数 420人 〔参考 私立幼稚園 17園 市民在園児 3,728人〕 (目標) 現存の3園体制の見直し、延長保育の実施、未就園児事業の実施、保育料、使用料の見直し、園庭開放の増加、公・私、幼稚園・保育所(園)教諭及び保育士の意見交換や研修の実施等について検討していく。
私立幼稚園			削除	〔市の事業外〕 (現状) 17園 市民在園児 3,728人

(4) 幼児教育 - 経済的負担の軽減

【施策の方向】

市内の公私立幼稚園及びその他の幼児教育施設等に通っている児童の保護者に対し費用の補助を行い経済的負担を軽減します。また、保育に欠ける児童に対する福祉サービスである保育と教育サービスである幼稚園との保護者負担のあり方について、検討します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
公私立幼稚園就園奨励費補助金	公私立幼稚園に通っている児童の保護者に費用の補助を行います。		継続	(現状) 第1子2,055人 第2子以降140人
私立幼稚園児保護者補助金	私立幼稚園に通っている児童の保護者に費用の補助を行います。		継続	(現状) 第1子3,723人 第2子以降259人
幼稚園類似施設保護者補助金	私立幼稚園でない類似施設(東京都が認可した幼児教育施設)に通っている児童の保護者に費用の補助を行います。		継続	(現状) 第1子2,055人 第2子以降138人

5. 男女共同参画・働き方

(1) 男女共同参画の啓発

【施策の方向】

学校での男女平等教育や地域社会における男女平等学習を通じて、男女平等意識の啓発と普及に努めます。また、女性センターで開催する講座などの学習内容の充実に努めるとともに、女性が学習活動や情報交換を行う場を提供するなど、自主的活動を支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
講演・講座	女性問題についての理解や女性の経済的・社会的自立を図るため講座等を開催し、市民の自己開発を支援します。さらに、男女平等の視点から、様々な普及啓発活動を実施します。	一人でも多くの市民に講座・講演会を受講していただく。 魅力ある講座・講演内容の検討をしていく。	継続	(現状) 26講座
女性センターにおける情報提供	男女共同参画意識の啓発事業の一環として、市民の自己啓発、自主研究、実践活動を支援し、女性センターの総合的運営及び機能の充実に図るために男女平等や女性問題に関する多くの情報を収集・整理し、提供します。		継続	(現状) 蔵書数 9,994点

(2) 就労環境整備と働き方の見直し

【施策の方向】

女性の就業機会の拡大や出産後の円滑な職場復帰、父母ともに子どもとゆっくり過ごせる時間の確保など、就業環境の整備を関係機関及び事業所に働きかけます。また、男性の家事、育児、介護への参加を促すとともに、保育サービスや介護支援を充実し、女性が働き続けるための環境整備を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
関係機関との共催による啓発	関係機関との共催のもとに、労働セミナー・労働相談等の啓発を行います。		削除	【共催事業】
就業環境整備への取組	女性の就業機会の拡大や出産後の円滑な職場復帰、父母ともに子どもとゆっくり過ごせる時間の確保など、就業環境の整備を関係機関及び事業所に働きかけます。また、男性の家事、育児、介護への参加を促すとともに、保育サービスや介護支援を充実し、女性が働き続けるための環境整備を行います。	家庭と仕事のバランスのとれた働き方が実現できるように、企業等における就業環境整備を促進するなどの取組が必要	継続	

6. 母子保健・医療

(1) 母子保健 - 相談体制

【施策の方向】

母子健康手帳の交付時に内容の説明を行うとともに、必要に応じて、保健師による相談を行い、妊娠中からの支援を強化していきます。保健師による妊産婦・新生児等の家庭訪問の充実のため、職員体制の整備や訪問事業の周知を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に内容の説明を行うとともに、必要に応じて相談を行います。		継続	(現状) 2,500人
未熟児訪問	育児上必要な事項について、家庭訪問により適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見や治療等について助言します。		継続	(現状) 16年度事務委譲 (目標) 300件
妊産婦・新生児訪問	育児上必要な事項について、家庭訪問により適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見や治療等について助言します。	虐待予防に関連し、妊娠中または新生児期から、養育力に不安がある家庭への支援が重要となっており、今後、よりきめ細かい取り組みが求められている。	継続	(現状) 妊産婦訪問 260件 新生児訪問 800件
乳幼児訪問	育児上必要な事項について、家庭訪問により適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見や治療等について助言します。	育児不安が強い家庭、精神疾患等により養育に心配がある家庭、虐待の疑い・予防等での訪問が増えている。	継続	(現状) 200件 (目標) 300件
虐待予防	母子保健事業(健診、教育、相談、訪問)を通して、虐待の予防と早期発見、早期対応により、乳幼児の健全な育成を図ります。	乳幼児期の虐待予防及び早期発見を行うにあたり、母子保健事業の重要性が強調されており、健診未受診者への対応、養育力不足の家庭への対応が求められている。	継続	
母子保健相談	健康な家庭を築くことができるよう家族計画などの指導相談を、健診時や訪問時にを行います。	核家族の増加により、母乳育児の助言者が身近にいないため、相談が増加している。	継続	(現状) 来所192件 健診時560件 新生児訪問・3～4か月児健診・1歳6か月児健診・来所相談時に実施
子育て相談室	子育ての不安や悩みを気軽に相談できる子育て相談室を実施します。	医療センターで行っている子育て相談の他に、保育所や子ども家庭支援センター、東京都で実施しているTOKYO子育て情報サービス24時間ダイヤル、民間育児相談も相談機関として活用されている。	継続	(現状) 2,699件

6. 母子保健・医療

(1) 母子保健 - 健康診査

【施策の方向】

予診では、親の気持ちを十分に聞き取り、保健師等による個別相談につないでいきます。待ち時間が少なくなるよう工夫するとともに、親同士の交流の機会となるよう有効に活用する方法を工夫していきます。幼児歯科健康診査については、対象年齢層を広げるなどして、う蝕予防とともに歯科保健に関して適切な習慣を身に着けていけるように取り組んでいきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
発達健康診査	健康診査や相談事業の結果、運動発達遅滞、精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に重点をおいて、発達健康診査を行い、早期発見、早期療育へとつなげていけるよう支援していきます。	軽度発達障害児の早期発見と早期療育が重要になっているが、専門医療機関が少ない。専門機関に受診する必要の有無を判断する健診として重要性が増している。	継続	(現状) 月1回
妊婦健康診査	健康診断を行い、健康管理に努めることにより、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、母子の健康と健全な養育環境を確保します。	出産年齢の高年齢化により、異常の早期発見・予防のため、健診の重要性が増している。	継続	(現状) 妊娠前期・後期 各1回 35歳以上の妊婦 超音波検査 1回
妊婦歯科健康診査	妊娠中は生活環境の変化などにより、歯科疾患が増大することが多く見られるため、歯科疾患の早期発見・早期治療を行うとともに、歯科保健意識の向上を図っていきます。	東京都より「2010年歯科保健目標」成人期・高齢期の歯科保健目標が示されている。	継続	(現状) 市民医療センター 年間12回 市内協力医療機関 101医療機関
幼児歯科健診	幼児に対し継続的な歯科検診、歯科保健指導を行うことにより早期発見・早期治療に結びつけ、また、生涯にわたる歯と口腔の健康管理ができるよう支援します。	東京都より「2010年の歯科保健目標」が示され、幼児期・学齢期における具体的な数値目標が出されるため、目標に向けて事業を展開する必要がある。	継続	(現状) 月5回
3～4か月児健康診査・産婦健康診査	疾病や障害等の早期発見・早期対応とともに、育児不安への支援を強化し、親子の交流の場としての活用を図ります。また、未受診者に対して、郵便、電話、保健師による訪問により状況把握を行い、その後の支援につなげます。	虐待予防の観点からも乳児健診の役割が重視されており、未受診者のフォローを今後どのように行っていくのか体制づくりが必要。育児不安や困難さがあるにもかかわらず、健診の場で表出しない、把握できないケースがあり、スタッフのコミュニケーションのスキルアップが求められる。	継続	(現状) 月3回 受診率 92.7%

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
1歳6か月児健康診査	疾病や障害等の早期発見・早期対応とともに、育児不安への支援を強化し、親子の交流の場としての活用を図ります。また、未受診者に対して、郵便、電話、保健師による訪問により状況把握を行い、その後の支援につなげます。	ことばやこころの相談が増えており、幼児教室の対象者も増えている。現在の回数では許容を越えており、適時必要な対応が行えていない。 あゆの子との連携強化	拡大	(現状) 健康診査 月3回 受診率92.6% 心理相談 年36回 幼児教室 年24回 OB会 年4回 (目標) 健康診査 月4回 受診率92.6%
3歳児健康診査	疾病や障害等の早期発見・早期対応とともに、育児不安への支援を強化し、親子の交流の場としての活用を図ります。また、未受診者に対して、郵便、電話、保健師による訪問により状況把握を行い、その後の支援につなげます。	相談内容、ケースの多様化に加え、3歳を超えると早期に療育につなげるべき深刻な状況でありながら、受け皿がなく、対象の方もその先に不安を抱きやすい状況である。現在の心理相談の回数では十分対応できない。	拡大	(現状) 健康診査 月3回 受診率90.6% 心理相談 年54回 幼児教室 年24回 (目標) 心理相談 年64回

6. 母子保健・医療

(1) 母子保健 - 予防接種

【施策の方向】

予防接種の意義と方法等をさらに周知徹底して接種率を95%に近づけていきます。未接種者については速やかに指導できる体制を整えるとともに勧奨体制の強化を図っていきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
結核予防接種	予防接種の意義と方法等をさらに周知徹底して接種率を95%に近づけていきます。未接種者については速やかに指導できる体制を整えるとともに勧奨体制の強化を図っていきます。	平成17年度よりツベルクリン反応検査がなくなるため、乳幼児期の接種が重要になる。(小中学生については平成15年より廃止)	継続	(現状) 全体での接種率は95%以上 (目標) 標準接種年齢での接種率を95%に近づけます。
定期予防接種	予防接種の意義と方法等をさらに周知徹底して接種率を95%に近づけていきます。未接種者については速やかに指導できる体制を整えるとともに勧奨体制の強化を図っていきます。	ポリオ予防接種は将来的に生ワクチンから不活化ワクチンへ変わり、集団接種から個別接種へ変わる方向にある。学童期は勧奨通知を送付していない。	継続	(現状) 全体での接種率向上はみられる。 (目標) 標準接種年齢での接種率を95%に近づけます。学童への勧奨通知を実施します。

6. 母子保健・医療

(1) 母子保健 - 情報提供・啓発事業

【施策の方向】

母親・両親学級の充実、育児学級の開催、事故防止の啓発強化を行います。歯科保健指導を充実させ、歯間部清掃用具の使用を含む歯口清掃、甘味飲食物の過剰摂取の制限、フッ素配合歯磨剤などのフッ化物の応用、さらには、歯や歯肉の観察の習慣化を支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
予防歯科指導教室	1歳、3歳6か月児の保護者を対象に乳幼児の基本的な口腔の健康づくりについての習慣を身につけられるよう指導します。	東京都より「2010年の歯科保健目標」が示され、幼児期・学齢期における具体的な数値目標が出されるため、目標に向けて事業を展開する必要がある。	継続	(現状) 予防歯科指導教室 月4回
保育所等巡回歯科保健指導	保育所・幼稚園・学校での歯科保健指導について支援し、歯みがきや甘味食品・飲料とう蝕に関する歯科保健指導を充実し、子ども自身の歯みがきや自己管理能力の育成を図ります。	保育所等には、歯科関係職員が不在のため、医療センターと連携を図るなかで、幼児期の歯科的課題を共有し、対策、支援に反映できる。	拡大	(現状) 公立保育所15ヵ所 (目標) 公立保育所15ヵ所 私立保育園10ヵ所 公立幼稚園3ヵ所
親と子の歯みがき教室	乳幼児の基本的な口腔の健康づくりについての習慣を身につけるため、乳児期の歯や口腔の特徴、口腔衛生の概要を啓発します。	歯の萌出時期にあたり、保護者は歯及び口について関心を持つ時期なので、事業効果が高く、また受講率も高い。	継続	(現状) 年12回 定員25名 (目標) 年12回 定員30名
事故防止の啓発	健診時に、パンフレットの配布や集団指導、チャイルドシートの展示など事故防止対策のPRを行います。		継続	
はじめてのパパママ学級	グループワークを通じて妊娠、出産及び子育てに関する知識を提供します。また、親同士の交流や仲間づくりを通して、子育ての不安を解消する機会を提供します。	受講機会の拡大 新たな子ども家庭支援センター「たち」において妊婦対象の講座を実施	継続	(現状) 4日コース 12回 半日コース 12回

6. 母子保健・医療

(1) 母子保健 - 食育・栄養

【施策の方向】

栄養指導、 ママクラスクッキングを充実するとともに、離乳食教室・幼児食教室を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ママクラスクッキング	基本的な調理方法を身につけ、妊婦および家族の健康増進を図ります。	現在ルミエール府中で実施しているが、16年度をもって調理室がなくなる。これに代わる施設がないため、今後の対応を検討中。 新市民会館開設までは、中央文化センターで実施	継続	(現状) 年6回
幼児食教室	幼児期の特徴をふまえた栄養指導を行い、幼児の健全な育成を図ります。	いろいろな食行動のでやすい時期に、調理方法の工夫や生活リズムの見通しをしながら、親の心理的負担を軽減できるような事業内容に盛り込んでいく。	継続	(現状) 年6回
離乳食教室	月齢に応じた離乳食指導を行い、乳児の健全な育成を図るとともに、親同士の交流や情報交換の場を提供し、育児不安の解消を図ります。	前期月2回、後期月1回行っているが、後期に関しては定員オーバーで断るケースが多く、市民から、もっと枠を増やしてほしいという意見がある。断ったケースのフォローをどのようにしていくかが今後の課題である。	継続	(現状) 前期月2回、後期月1回 (目標) ヘルスマイト(栄養改善推進員)による講習会の実施を検討します。

(2) 医療 - 休日・夜間診療

【施策の方向】

市民医療センターにおいて、医師会、歯科医師会の協力を得て、休日診療(医科・歯科)と夜間診療(医科)を実施し、休日・夜間における急病や応急処置を必要とする患者への対応を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
休日・夜間診療	市民医療センターにおいて、医師会、歯科医師会の協力を得て、休日診療(医科・歯科)と夜間診療(医科)を実施し、休日・夜間における急病や応急処置を必要とする患者への対応を図ります。	休日・夜間診療は内科医と小児科医がローテーションで勤務。平成19年度を目途に都立小児病院3カ所が統合され、府中病院キャンパス内に小児総合医療センターとして開設予定。	継続	(現状) 休日診療72日 夜間診療365回

7. 障害児への支援

(1) 啓発

【施策の方向】

障害者に対する理解はまだ十分とは言えず、地域社会の一員としてお互いに理解し、支えあいながら活動する社会が求められており、ノーマライゼーションの理念の普及に努めていきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
障害者(児)福祉啓発	市民の障害者に対する理解と認識を深めるため福祉まつりなど様々な機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。	障害者に対する理解や、ノーマライゼーションの理念の普及が広く市民に浸透しない。	継続	(現状) 福祉まつり 39,000人 WaiWaiまつり 1,718人 心の健康フェスティバル 942人 ガイドブックの作成

(2) 相談支援体制

【施策の方向】

支援費制度の開始に伴い、個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう支援することが求められています。そのため地域生活支援センターなどにより、身近な生活の相談から福祉サービスにいたるまでの一連の支援を行います。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
地域生活支援センター	「みーな」「あけぼの」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害者が適切なサービスを総合的・効果的に利用できるよう、機能の充実を図ります。	平成15年度から支援費制度が導入されたことに伴い、当事業に対するニーズが拡大した。それを見込んで「あけぼの」を増設したが、国及び都は、同年度から補助金を廃止(一般財源化)している。	継続	(現状) 3施設 精神「プラザ」 身体・知的「みーな」、「あけぼの」
就学・入学相談	教育委員会の就学相談において、教育相談員の研修を充実し、発達相談などの様々な相談に応じる体制の整備・充実を図ります。		継続	(現状) 相談件数 85件

7. 障害児への支援
 (3) 日常生活への支援
 【施策の方向】

利用者への適切な相談とあわせて、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
居宅介護	心身障害者の身体介護や家事援助など日常生活の支援が必要な場合に派遣されるホームヘルプサービスの質と量を確保します。	利用対象者の制限が緩和され利用者が増加しているが、国庫補助率が1/2「以内」となっており、不十分である。	継続	(現状) 延べ224,787時間(大人・子ども全体)
デイサービス	在宅の心身障害者の自立と社会参加を促進するため、通所による機能訓練、社会適応訓練、創作活動、給食や入浴などのサービスを提供するデイサービス事業の充実を図ります。また、介護保険制度との連携やNPOによるサービスを活用するなど、サービスの確保に努めます。		継続	(現状) 延べ792日(大人・子ども全体)
短期入所	在宅の心身障害者(児)の援護対策の一環として、家族での介護が一時的に困難になった場合に、施設に入所させ保護することにより、その福祉の増進を図ります。障害者を介護している家族の休息のため、障害者を一時的に施設で預かるレスパイト事業を実施します。		継続	(現状) 3,520人(大人・子ども全体)
地域デイグループ	心身に障害のある児童に対し、放課後や学校長期休業期間に生活訓練や創作活動、レクリエーションなどを行う地域デイグループ事業を実施している施設に対し補助金を交付することにより、運営の円滑化を図り、もって障害のある児童の社会性を養い発達を支援します。	近年、障害のある児童が増加傾向にあることから、今後、当該事業の利用希望者も増加していく見込みが高い。	継続	(現状) 2施設 ナイスデイキッズ 定員22人 根っこクラブ 定員10人
緊急一時保護	在宅の障害者で、家族が疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により一時的に介護を受けられない場合、一時保護を実施し、介護者負担の軽減を図ります。	緊急な事由で、保護が必要なとき、円滑に支援費制度へ移行できるよう態勢を整える必要がある。	削除	【平成18年3月末の廃止に向けて、支援費制度(ホームヘルプ・ショートステイ事業)への移行】

7. 障害児への支援

(4) 療育体制

【施策の方向】

障害者の自立支援のためには、障害の早期把握に努めるとともに、障害の状況に応じたりハビリテーション体制を強化し、社会参加するための能力を効果的に引き出すことが重要です。そのため、専門職によるリハビリテーションとともに、身近なところでのリハビリテーション機会の確保に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
幼児訓練事業	発達につまづきのある子どもを対象に、他の関係機関と連携して、個々に応じた援助・訓練の充実を図ります。	近年、発達に遅れやつまづきのある子どもは増加傾向にあり、療育施設の設置、専門的な指導に対する市民の要望も増えている。現在実施しているあゆの子の事業拡大、長期的な支援、包括的なサポートが急務となっている。	拡大	(現状) 通園部門(児童デイサービス) 1施設 定員30人 外来部門(子ども発達支援事業) 在籍者52人 個別指導23回 グループ指導90回 (目標) 通園部門(児童デイサービス) 2施設 定員50人 外来部門(子ども発達支援事業) 利用希望者の増加に対応していくため、臨床心理士の個別指導やグループ指導の実施回数を増やします。

(5) 障害児保育

【施策の方向】

障害児をもつ親の保育ニーズに応えるため、民間保育所の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
障害児保育	障害児をもつ親の保育ニーズに応えるため、民間保育所の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します。	低年齢児から入所した場合、途中発見児が増加することにより新規入所児の枠が減少する。 障害児以外にもADHD(注意欠陥多動性障害)など配慮を必要とするケースが増加している。	拡大	(現状) 市立保育所 3歳児クラス以上に対応 30人 私立保育園 2歳児クラス以上に対応 33人 (目標) 私立保育園の開設にあわせ10人の定員増

7. 障害児への支援

(6) 経済的負担の軽減

【施策の方向】

自立した生活をおくるためには経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみでは生活を支えることは難しいのが現状です。そのため、生活保障としての年金や手当などの充実を国・東京都へ要請します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
心身障害者(児)福祉手当	身体障害者手帳や愛の手帳の方に、月額15,500円又は7,500円の手当を支給します。		継続	(現状) 3,980人
障害者(児)休養事業	日頃、行楽及び休養の機会に恵まれない心身障害者(1・2級、1～4度)と、その付き添い者及び精神障害者に対し、市の保養施設(やちほ、八ヶ岳)の利用にあたり宿泊料、食事の一部を助成します。	伊豆荘の廃止により、対象施設が2施設(やちほ・八ヶ岳)となり、利用者からは対象施設の枠の拡大が望まれている。	継続	(現状) 800人

そのほか重度心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、医療助成、心身障害者扶養年金手当、日常生活用具給付、補装具給付あり

8. 教育

(1) 教育相談

【施策の方向】

各相談関係機関との連携を図り、個々に応じた相談から専門的な分野まで幅広く推進するとともに、相談機能の環境整備を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
教育相談	不登校、いじめなどのさまざまな教育上の相談を受けます。教育センターの専門のスタッフ(臨床心理士、教職経験者)を充実させるとともに、関係機関のネットワーク化を図り、相談体制を充実します。また、学校からの要請に基づき教育センターから臨床心理士を派遣します。	相談件数が年々増加している。来室しての相談時間帯が午後4時過ぎに集中する。特に6月以降は相談件数が増え、学校に訪問することができない状況である。	継続	(現状) 電話相談 延べ468件 来所相談 282件 学校派遣 70件
臨床心理士派遣	児童・生徒が気軽に相談でき、教職員もカウンセリングに関するアドバイスを受けられるように、学校からの要請に基づき教育センターから臨床心理士を派遣します。	教育センターでの相談件数が増加する傾向にある。特に6月以降は相談件数が増え、学校に訪問することができない状況である。	削除	【教育相談に吸収】
メンタルフレンド	子どもとのふれあいを通して、子どもの心を開くことの出来る相談体制や不登校ぎみの子どもに対し、共に遊びやお話を通して学校生活を積極的に支援します。	子ども自身が心を開いて相談できる受け皿や不登校児の居場所づくりや学校復帰への支援	拡大	(現状) 小学校全校週2日 (目標) 小学校全校週5日
いじめ相談	いじめに対し、子どもが出来るだけ早く悩みを相談できるように、いじめ110番、フリーダイヤルカードの配布等の各種施策を実施します。	子ども自身が心を開いて相談できる受け皿や学校復帰への支援	継続	(現状) いじめ110番 延10件 フリーダイヤルカード 延40件
いじめ問題対策委員会	いじめ問題対策委員会を活用して、人権擁護委員が中心となり、学校や関係機関とともに問題の早期発見と具体的対応に努めます。	子ども自身が心を開いて相談できる受け皿や不登校児の居場所づくりや学校復帰への支援	継続	(現状) 年4回
けやき教室	不登校などの問題を抱える中学生を対象に、学校とは異なる雰囲気や集団生活への適応を促していくけやき教室を充実していきます。また、小学生への対応を図ります。	不登校児の居場所づくりや学校復帰への支援	拡大	(現状) 1クラス (目標) 2クラス

8. 教育

(2) 学校教育- 基礎・基本の徹底

【施策の方向】

小学校、中学校ともに学力の向上を図るため、学級数を超える少人数の学習集団での授業や、一斉指導に加えて、適宜、個別指導やグループ指導を導入するなど、複数の教員がそれぞれの専門性を生かした指導計画や学習指導案の作成、指導方法の工夫、改善をより一層推進していきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
教科等指導充実	児童・生徒の学習の習熟に程度の差がつきやすいといわれている教科において、学習内容のつまずきや進度の程度に応じ、複数の教員で個別指導などによりきめ細かい指導を行います。個々の児童・生徒がもつ学習スタイル・方法の違いへの対応を、チームティーチングや少人数授業として複数の教員が分担・協力して指導し、充実した授業を展開します。	市内小・中学校全校でチームティーチングや少人数授業を実施し、指導充実に図る。	拡大	(現状) 小学校 チームティーチング 20校 39人 少人数 7校 7人 中学校 チームティーチング 7校 23人 少人数 0校 0人 (目標) 小・中学校全校でチームティーチング、少人数授業を実施
中学校英語学習指導助手	21世紀を担う生徒が、これからの国際社会に対応できるよう、中学校英語学習指導助手を派遣し、府中市立中学校における外国語(英語)教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進し、国際社会に生きるために必要な資質や能力、態度を養います。	文部科学省は、平成14年7月「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」を策定し、英語力・国語力増進プランを示した。具体的には「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」の報告や「英語教育改革に関する懇談会」を開催し、これらを踏まえて、「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」をとりまとめた。 内容と質の充実	継続	(現状) 府中市立中学校全校の全学年生徒を対象 学級数×20時間、ALTを派遣

(2) 学校教育- 体験活動

【施策の方向】

児童・生徒が一層積極的に体験活動に取り組むことができるよう教育課程を見直し、現在行われている移動教室、林間学校及び自然教室のあり方を検討するとともに、長期の宿泊体験ができるセカンドスクールの実施を目指します。

また、学校に限らず地域社会においても、自然、勤労、職業、創作、ボランティアなどの様々な体験活動を積極的に展開することができるよう、関係機関と連携しながら、十分に活動できる場や機会を設定し、感動体験が大切にされる教育活動を推進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
総合的な学習	地域の自然・文化・人材を生かし、その学校ならではの特色ある総合的な学習を展開し、児童・生徒の課題追及の意欲を高める学習を推進します。	実践的な教育活動が行われているが、小学校と中学校の連携した教育カリキュラムの作成や指導に対する評価についてが今後の課題である。	継続	

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ゆとり教育	独創性に富んだ教育活動の展開によって、知・徳・体の調和のとれた成長を促し、心身ともに健全で人間性豊かな児童・生徒を育成するために、各学校がゆとりの時間を中心に、児童・生徒と教師が一体となって、伝統行事及び体育活動等の事業を実施します。	完全週休5日制の実施に伴い、ゆとり教育の時間確保が難しい状況がある。	継続	(現状) 小学校27事業 中学校13事業
小学校国際理解教育	21世紀を担う児童が、これからの国際社会に対応できるよう、外国の文化や生活、日本の文化などについて、英語活動などの体験的な学習を通して、国際社会に生きるために必要な基本的資質や能力、態度を養います。	文部科学省は、平成14年7月「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」を策定し、英語力・国語力増進プランを示した。具体的には「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」の報告や「英語教育改革に関する懇談会」を開催し、これらを踏まえて、「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」をとりまとめた。	拡大	(現状) 府中市立小学校全校の全学年児童を対象 3年生以上の学級数×5時間、ALTを派遣 (目標) 文部科学省の今後の動向を踏まえながら、ALT派遣時数の拡充を図ります。
科学教室	市立小・中学校在学または市内在住の児童・生徒に対して、科学教育の振興を図るため、こどもサイエンス・スクール、小学生科学教室、中学生科学教室を開催し、それぞれの中での実験・観察を通して科学的思考力や創造的能力を育成します。	小学生科学教室は募集人数に対して1.5倍の応募がある。土曜日を活動日としているため、指導教員の確保が難しい。	継続	(現状) サイエンス・スクール、小学生科学教室、中学生科学教室 (目標) 親子で参加できる事業を取り入れ、参加人数を増員します。
移動教室	学校の教育課程に位置づけて、現地での体験学習、集団生活及び体力増進を目的とした移動教室を実施します。	一泊二日から二泊三日への移行、それに伴う指導補助としての学生ボランティアの確保。	拡大	(現状) 小学校5年生を対象に年1回実施 一泊二日 20校 二泊三日 2校 (目標) 二泊三日 22校
林間学校	教育振興の一環として、現地での体験学習、集団生活及び体力増進を目的とした林間学校を日光で実施します。	安全な林間学校を実施するための常駐医師の確保。	継続	(現状) 小学校6年生を対象に年1回実施 二泊三日 22校
自然教室	学校の教育課程に位置づけて、現地での体験学習、集団生活及び体力増進を目的とした自然教室を実施します。	二泊三日から三泊四日への移行について、現状では教育課程編成上の課題が多く実施することは困難だが、「生きる力」の向上を図る上で課題である。	継続	(現状) 中学校1・2年生を対象に年1回実施 二泊三日 11校

8. 教育

(2) 学校教育- 心の教育

【施策の方向】

自らを尊ぶ心を育てる中で、道徳教育や基本的な倫理観・規範意識などをはぐくむあらゆる教育を充実します。特に特別活動の時間などにおいて、発達段階を踏まえた体験的・実践的活動をこれまで以上に導入することなどにより、自らの心の在り様についての理解を深めるとともに、知識と活動の両面から豊かな心をはぐくむ取組を拡充します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
人権教育	児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身につけ、社会に貢献しようとする精神を育むため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進します。教員の人権感覚を高め、一人一人の子どもの人権を大切にしたい教育を展開します。	府中市教育委員会の教育目標の指導の重点の筆頭にかかげられているように、人権にかかわる教育の必要性は高い。府中市のみならず、東京都や他の区市も重点課題として取り組んでいる。	継続	(現状) 人権教育研修会 年2回 人権教育推進委員会 年7回 研究授業 3回 啓発資料「ぬくもり」2回発行 報告書の発行
道徳教育	人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、家庭、学校、その他の社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成します。	道徳授業年35回の確実な実施及び授業の質の向上 道徳授業地区公開講座への参加者の拡大	継続	(現状) 道徳授業 年35回 道徳授業地区公開講座 全33校で年1回以上の開催(全学級公開) 道徳教育推進委員会 月1回 (目標) 道徳授業用の資料集の改訂

8. 教育

(2) 学校教育- 食教育

【施策の方向】

学校栄養職員による家庭科や保健等の授業への参画や、栄養や料理指導を行う相談業務の実施体制を整備するとともに、給食関係職員の知識や技術を活用しながら、児童・生徒への巡回指導や親子料理教室の開催などPTA組織などと連携した事業を展開していきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
給食の提供	安全でおいしい給食を提供します。	給食時間の確保。	継続	(現状) 小学校 年183回 中学校 年173回
給食展	給食の果たす役割や、給食の意義についての理解を深めるために展示会、試食会を開催します。	食教育の充実が叫ばれている今日、今後、給食展がいかに食教育に係わりを持っていくかが大きな課題となっている。	継続	(現状)年1回2日間の開催

(2) 学校教育- 健康づくり

【施策の方向】

児童・生徒一人一人が多様な運動を計画的に経験し、体力・運動能力を自主的・自発的に高めることができるよう努めます。また、心身の健康の保持増進に努め、一人一人の健康課題に対応するため、児童・生徒が自ら考え健康的な生活活動を実践する健康教育を推進します。さらに児童・生徒の安全確保と、自他の生命の尊重を基盤とした安全意識の高揚に努め、家庭や地域社会と連携した安全教育の推進に努めます。そして、大都市周辺に広がっている薬物乱用や喫煙などの防止について、関係機関と連携し、健康教育の推進に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
健康づくり	心身の健康の保持増進に努め、一人一人の健康課題に対応するため、児童・生徒が自ら考え健康的な生活を実践する健康教育を推進します。薬物乱用や喫煙などの防止について、関係機関と連携し、健康教育の推進に努めます。	体育の授業時数の確保 喫煙防止教育・薬物乱用防止教育の教育課程への位置付け	拡大	(現状) 中学校を中心に喫煙防止・薬物乱用防止教育を実施 (目標) 体力、運動能力テストの全校実施 喫煙防止教育・薬物乱用防止教育の教育課程への位置付け

8. 教育

(2) 学校教育- 経済的負担の軽減

【施策の方向】

経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や奨学資金給付・貸付をはじめとした教育に関わる経済的負担の軽減のための事業を継続します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
修学旅行支度金支給	(生活保護世帯) 修学旅行に参加する小学校6年生及び中学3年生に対し、参加支度費を支給し、学童・生徒の修学を助け、本人及び世帯の自立・向上を図ります。		継続	(現状) 67人
新入学児扶助	(生活保護世帯) 小中学校に入学する学童・生徒に対し、学用品(ランドセル又はカバン)を支給し、就学の奨励及び世帯の自立・向上を図ります。		継続	(現状) 56人
就学援助	経済的理由で就学困難な義務教育児童生徒の保護者に対し必要な援助を行います。	援助者が毎年増加している。	継続	(現状) 母子家庭や低所得世帯(生活保護基準1.5倍)が対象 学用品、入学準備金、移動教室、医療費、給食費、林間学校、修学旅行、自然教室 小学校 1,522人 中学校 719人
奨学資金給付	高等学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、専修学校(高等課程)に進学または在学し、経済的理由等により就学が困難なものに対して、就学上必要な資金を給付し、教育の機会均等を支援します。	就職後または結婚後、再度就学を希望する人たちへの対応について検討が必要になっている。	継続	(現状) 定時制高校生 8人 養護学校高等部生 3人 全日制高校生 187人 高等専門学校生 3人 専修学校生(高等課程) 2人
奨学資金貸付	高等学校、大学、高等専門学校若しくは盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、または、専修学校(高等課程・専門課程)に進学または在学し、経済的理由等により就学が困難なものに対して、就学上必要な資金を貸し付け、教育の機会均等を支援します。	貸付奨学金の原資となる償還金が、就職難の影響で滞る状況にある。 就職後または結婚後、再度就学を希望する人たちへの対応について検討が必要になっている。	継続	(現状) 高校生 17人 専修学校生(専門課程) 5人 短大生 5人 大学生 97人

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
入学初年度納付資金貸付	高等学校、大学、高等専門学校若しくは盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、または、専修学校(高等課程・専門課程)に進学する際に、経済的理由等により就学が困難な保護者に対して、入学上必要な初年度納付資金を貸し付け、教育の機会均等の拡大を図ります。	入学時初年度納付資金貸付金の原資となる償還金が、保護者の収入状況の影響で滞る状況にある。	継続	(現状) 高校生 4人 専修学校生(専門課程) 5人 短大生 1人 大学生 18人
荒奨学資金貸付	高等学校、大学、高等専門学校若しくは盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、または、専修学校(高等課程・専門課程)に進学または在学する交通遺児等及び海外の大学等に留学しようとする者または海外ホームステイをしようとする者に対し、就学、研修等を行うために必要な資金を貸し付けることによって、社会に有為な人材を育成を図ります。	低金利の影響で、荒奨学基金の預金利子収入が落ち込んでいる状況にある。	継続	(現状) 交通遺児等 1人 海外留学 9人 海外ホームステイ 2人

8. 教育

(3) 障害教育

【施策の方向】

障害のある児童・生徒の多様なニーズに応じたきめ細やかな教育を行うために、知的障害固定学級・言語障害通級指導学級・難聴通級指導学級・情緒障害通級指導学級の充実に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
心身障害学級	心身に障害のある児童・生徒に対して、それぞれの能力や個性を伸ばさせる教育を行うために、医療機関と連携を図りそれぞれの障害に適した教育を行います。		継続	(現状) 小学校 知的障害固定 6校15クラス 言語障害通級 2校4クラス 難聴通級 1校1クラス 情緒障害通級 2校7クラス 中学校 知的障害固定 3校6クラス 情緒障害通級 1校1クラス
心身障害児理解教育	教職員への意識啓発研修を充実するなど、教育現場における障害に対する理解と意識の向上を図ります。		削除	【事業終了 今後も研修を実施】

8. 教育

(4) 地域の人材の活用

【施策の方向】

学校教育だけでなく、放課後の子どもたちの学びや遊びに地域の教育力を活用していきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
学校支援ボランティア	府中市民を中心として、人々のもつ幅広い経験や知識・技能・資格などを、地域の教育力として、市内公立小・中学校の教育活動に生かすことにより、学校の活性化及び充実を図るとともに、開かれた学校づくりを目指し、学校と地域社会が連携して児童・生徒の「生きる力」を育成します。	本事業は、登録制になっており、登録窓口が指導室と学校になっている。窓口を学校に一本化にすることによって、効率的なボランティアの活用ができるのではないかと、また、受け入れる学校としても、安心して現場を任せられるのではないかと意見がある。また、活用できていないボランティアについて、今後、どのように対応していくかが課題である。	継続	(現状) 小学校 16校(7082回) 中学校 2校(110回) 登録 833人
中学校部活動外部指導員	地域の方々に部活動の指導員になっていただくことにより、市立中学校における部活動の振興及び円滑な推進と学校教育の充実を図ります。	近年、顧問教員の高齢化や学校の小規模化に伴う教員数の減少に伴う部活動の顧問不足は深刻な問題であり、教員が二つの部の顧問を兼任したり管理職が管理顧問を引き受け、かろうじて部活動の維持を図っている現状がある。このような中で、部活動外部指導員制度は大きな助けとなっている。	拡大	(現状) 17種目 延べ1,231名 実229名 (目標) 外部指導員を登用し部活動を充実させます。

8. 教育

(5) 施設・環境の整備 - 安全管理体制

【施策の方向】

児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう教育環境を整え、万が一の事故への万全の体制を整えます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
安全管理体制	児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう教育環境を整え、万が一の事故への万全の体制を整えます。	小中学生の父兄から通学路について、交通量や道路形状等に起因する問題を相談されることがある。	継続	(現状) 緊急通報システムの運用及びシステムを活用した警察と共同での侵入者対策訓練の実施 防犯ブザー貸出事業 通学路総点検を2校で実施 樹木刈り込みを随時実施 (目標) 学校やPTAを中心として通学路の適切な設定に努めます。また、学校施設を大規模に改修する際に、敷地内の死角を極力無くすように配慮します。

(5) 施設・環境の整備 - 学校施設整備

【施策の方向】

児童・生徒数の推移を的確に把握し、新たなニーズに対応した教室の整備並びに建築後長期間経た校舎の整備を推進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
施設整備	児童・生徒数の推移を的確に把握し、新たなニーズに対応した教室の整備並びに建築後長期間経た校舎の整備を推進します。	校舎改修に対する国庫補助金については、「三位一体の改革」の影響を受け、国の予算が平成15年度と平成16年度を比較すると1/4になっている。このことにより、耐震改修についても国庫補助金の獲得が困難になってきている。国庫負担金も含めて国の動向を注意して見守る必要がある。また、現在は少人数指導、TT、少人数学級、ITを活用した教育など学習環境が様々に変化している状況にあり、その時々に応じた柔軟に使える施設整備が必要となる。	継続	(現状) 小学校耐震化済施設 校舎1校 体育館18校 小学校耐震診断済施設 校舎16校 体育館4校 中学校耐震化済施設 体育館9校 中学校耐震診断済施設 校舎7校 (目標) 全ての学校施設の耐震化を目指します。

8. 教育

(5) 施設・環境の整備 - 学校図書館

【施策の方向】

子どもたちの読書活動の推進や総合的な学習の時間の調べ学習など学校図書館の更なる活用が求められることから、学校図書館の機能を充実するために学校図書館司書の配置を促進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
学校図書館指導補助員	各学校に学校図書館指導補助員を配置することで、学校図書館の機能を充実を図ります。	学校図書館指導補助員の配置により、児童生徒の読書環境は改善されたが、週12時間では、図書の本棚の整備やレファレンスの準備等に充てる時間が足りない状況がある。	拡大	(現状) 小中学校33校 週12時間 (目標) 指導補助員の配置時間の拡大を目指します。

(5) 施設・環境の整備 - 小中連携

【施策の方向】

小学校・中学校の9年間を一連の教育と捉え、小・中の連続性に配慮した教育課程を編成し、児童・生徒の学習に対する意欲を高めたり、理解を深める教育的効果を上げたりするシステムを推進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
小中連携の研究	小中一貫教育を目指し、小学校と中学校の教育課程の体系的な編成についての研究を行います。各教科・領域を基本として、小学校においては「英語活動」を週1時間実施するなど、9年間を見通した教育課程の見直しを図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じた柔軟な対応を行うために小中一体となった学校組織の再編の可能性を探り、児童・生徒の健全育成についても研究を行います。	今までも小中連携について多くの教育関係者の中で検討されてきた。折しも構造改革や規制緩和等の社会的情勢の変化から、市民や教育関係者から、再びその重要性が注目されつつある。	継続	(現状) 小学校1校、中学校1校 (目標) 17年度末までに成果を示します。

8. 教育

(6) 質の確保 - 研究活動

【施策の方向】

学校教育における各教科・領域等様々な課題について、教職員自らが研究活動を通して資質の向上を図り、教育の振興に寄与する研究協力校及び研究推進校を支援していきます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
研究協力校	市立小学校、中学校の校内研究を支援するとともに、研究協力校とし2年間の研究の成果を市内及び都全体に発表することにより、府中市全体の教育力の向上を図ります。	小学校においては、年々希望が増えているが、中学校の希望が少なく、今後の課題である。	拡大	(現状) 16～17年度協力校 6校 (目標) 研究協力校の増を目指します。

(6) 質の確保 - 学校評価

【施策の方向】

学校を地域に開かれたものにするとともに、学校の説明責任を明確にすることが求められています。また、学校がその機能をどのように果たしているか、教育活動全般について客観的・総合的に評価し、その評価を基に改善案を立て、学校の組織と教育活動の活性化を図ることを目的に、学校評価システムを導入します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
学校評価研究	これからの子どもたちに「生きる力」を育んでいくためには、学校、家庭、地域の教育が十分に連携し、一体となって教育が営まれることが重要であり、府中市立学校において新しい学校評価システムを研究・開発し、各学校の取組みを支援していきます。	小・中学校設置基準(文部科学省令)の制定等により、教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表することと、保護者等に対して積極的な情報提供を行うことが、努力義務として規定され、平成14年度から施行されている。	継続	(現状) 小学校1校、中学校2校 (目標) 17年度までに評価システムを開発します。

9. 健全育成

(1) 子どもの健全育成に関する意識啓発(情報提供)

【施策の方向】

親と子が、会話のある心の通う家庭を築くため、家庭が果たす役割の大切さを各種講演会やポスター、チラシ等により啓発します。また、地域の様々な広報媒体を活用し、講演会や各種行事などへの参加を促進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
啓発(情報提供)	青少年対策地区委員会を中心に、環境浄化の必要性や非行防止についての啓発活動を積極的に実施します。		継続	(現状) 標語コンクール 1回 家庭の日啓発チラシ、啓発用冊子、のびのび子育ての配布
青少年健全育成 強調事業	市内11の青少年対策地区委員会による地域の連携の強化や、青少年の健全育成に対する理解を深める活動を実施します。	家庭・地域で連携して子どもの健全育成に向けた活動を展開できるよう推進していく必要がある。	継続	(現状) 不健全図書陳列区分調査等も含め、国が実施する「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)に合わせたふれあい事業や、「全国青少年健全育成強調月間」(11月)に合わせた街頭広報等を実施
家庭教育学級	幼稚園、保育園などに通う幼児をもつ両親を対象に、子育てなどをテーマにした講座を実施します。	参加者が少ない。市民は1回だけの講演よりも、1コース数コマあるプログラムの講座や託児付の講座のニーズがある。ニーズを把握し、数館合同での実施や、青少対などとの共催によるPR効果を考えた実施を考える必要がある。 数館合同による実施などを検討します。	継続	(現状) 地区公民館11館各1回 全市対象2回(9日)
PTA家庭教育学級	各学校のPTA会員が教育・学習に関する課題を、自ら考え学ぶことにより、日常的な養育態度や行動に対する自己意識を高めるとともに、子どもの成長や社会情勢の変化に対応できる教育力(知識・態度・技能)を養成します。	参加者のほとんどが母親であり、父親が家庭教育にもっと参加できるよう創意工夫した企画を考える必要がある。	継続	(現状) 各小中学校PTAごとに2回開催
地区公民館の映画会	地区公民館の講座、研修に映画を活用し、効果的な啓発や学習の方法を研修する機会の場を提供します。 子どもを持つ保護者及びテーマに興味のある方を対象とする映画会を開催します。	公民館の目的を考え、芸術文化、社会問題を啓発するための映画の上映も検討する必要がある。 本来の目的である効果的な学習をするために映画を開催する。	継続	(現状) 地区公民館11館各1回

9. 健全育成

(2) 青少年相談体制

【施策の方向】

青少年自身の悩みごとや保護者などの子育てに関する悩みごとに対して、児童相談所など関係機関と連携を図る中で、相談体制を拡充し、青少年の健全な育成に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
青少年子ども相談	電話や面談により、専門の相談員が青少年や子どもの育成等についての相談を受けます。また、国や都などの相談員を対象とした研修に参加することにより知識や新しい情報を吸収し相談業務の充実を図ります。併せて女性問題相談も実施します。	相談の内容が多岐に渡る傾向がある。市内のみならず市外からの相談も入る場合がある。	継続	(現状) 専門相談員 2人 相談件数 延べ135件

(3) 文化センター(児童館)

【施策の方向】

地域住民の協力を得ながら児童館の受入態勢を強化し、児童及びその保護者の交流・活動の支援、子育てに関する情報の収集・提供を行います。また、子どもが楽しみながらさまざまな体験をする機会や地域の人々との交流する機会を提供します。子どもたちのニーズにあった事業内容の拡充を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の契機となる行事を推進します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
自主活動奨励事業(児童サークル活動)	子ども・青少年を対象として、年間を通じ、実施するサークル活動の奨励を図ります。	現在、各文化センターで活動している児童サークルは大変人気があり、参加できない児童がでる状況にある。 参加機会の拡充	継続	(現状) 1,821回 延べ26,486人
自主活動奨励事業(指導員の配置)	市内11箇所の児童館において子供の遊び相手や話し相手となる児童館指導員の配置日数と時間幅の拡大を図ります。	児童の居場所の確保、特にフリースペースではない児童館のあり方について市民要望が多い。	拡大	(現状) 週5日(平日)1日3時間 夏・冬・春休み期間は1日6時間 (目標) 休日に1日6時間
コミュニティ事業	創作教室や民踊の集い等の自主的なコミュニティ活動を助長する契機となる行事を実施します。	事業内容がコミ協委託事業、自主活動奨励事業、公民館事業とのすみわけがなされていない。	継続	(現状) 303回

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ちびっ子ふれあい文化祭	文化センターで子どもたちが実施している自主活動の発表、展示の場を設け、ふれあいとリーダーの養成を図ります。	各文化センターで展開している児童サークルの発表の場として、一同に会する事業であり、類似事業としてはほかになく、保護者にも好評である。	継続	(現状) 参加者 延べ3,708人
ふれあいの集い	地域住民の交流、ふれあいを活発にすることを目的に、主として文化センター施設を活用して、地域文化祭、地域ふれあい演芸大会、新春の集い、こども劇場、ちびっこ交流会の事業を実施します。	各コミュニティ協議会に委託している事業として、各々の事業が地域社会に根ざしている。	継続	(現状) 69回 延べ30,267人
ふるさと広場	市内に古くから伝わる民俗的な行事等を掘り起こし、伝承することを目的として、七夕の集い、お月見の集い、どんど焼きの集い、節分の集い等の事業を実施します。	各コミュニティ協議会に委託している事業として、各々の事業が地域社会に根ざしている。	継続	(現状) 46回 延べ14,574人
地域まつり	各コミュニティ圏域において、地域の各種団体が参画し、地域の特性を生かした納涼祭りを実施します。	各コミュニティ協議会に委託している事業として、各々の事業が地域社会に根ざしている。	継続	(現状) 11回 延べ178,186人
野外活動振興事業	レクリエーション大会、いもほりの集い等のスポーツ、レクリエーションの野外活動を活発化し、地域住民のふれあいを深めることを目的として、各コミュニティ圏域のグラウンドや校庭を利用し実施します。	各コミュニティ協議会に委託している事業として、各々の事業が地域社会に根ざしている。	継続	(現状) 40回 延べ8,274人
子供ランド	パソコンの正しい使い方を覚え、情報化への対応を養うパソコンクラブ及び、ビデオや映画を鑑賞するちびっ子劇場を実施します。	パソコンの正しい操作とプログラムを作ることを覚え、慣れ親しむことにより、考える意欲や創意工夫する心を育てることの内容になっているが、家庭でのテレビゲームの延長での活用が多い。 パソコンクラブの見直しを検討します。	継続	(現状) パソコンクラブ登録者 1,038人 ちびっこ劇場 延べ2,535人
子供科学体験教室	子供たちに自然や科学技術に気軽に触れてもらい、体験する機会を設けて、科学に対する興味や好奇心を育成するとともに、ふれあいや交流を図ります。	科学離れをしている子供達にとって、遊びながら体験できる当事業については、要望が高い。	継続	(現状) 参加者 延べ1,078人

9. 健全育成
 (4) 体験機会
 【施策の方向】

核家族化やテレビゲームなどの普及で、子どもの遊びも大きく変化しています。自然とふれあう体験学習やボランティア活動、地域の伝承行事などの事業を充実し、地域で様々な体験ができる環境を整備します。様々な体験から、興味ある活動、居場所へとつながります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
青少年団体活動への援助	青少年が地域での活動を通じ、自立性や社会性が身につけられるような機会を確保するため、ボーイ・ガールスカウト、子ども会などの青少年団体に対し補助をします。		継続	(現状) 子ども会 34団体 会員数 1,947名 ボーイ・ガールスカウト 6団体 会員数 281名
児童生徒のボランティア活動普及事業	ボランティア活動や社会福祉に親しむ心を育てるため、小・中・高校を対象に、ボランティア活動普及事業協力校を指定し、学校ぐるみでボランティア活動に取り組めるよう支援します。また、府中ボランティアセンターでは様々なボランティア体験学習や教室を実施し、地域の施設・団体と協働して体験の機会を提供します。	全国的にボランティア活動体験事業の取り組みを始めとし、各区市町村で盛んな取り組みが行われているところである。府中市でも活動回数が増加し、内容も充実してきている。また、各学校でも教員対象の研修の参加人数が増加するなど、関心が高まっている。	継続	(現状) 児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校(府中社協指定校) 37校 児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校連絡会 2回
子どもふれあいボランティア(中高生)	子どもとふれあう機会の提供と居場所の提供とを兼ねて、子ども家庭支援センターや保育所で中学生や高校生のボランティアを募集し受入れます。	子どもとふれあう機会の確保	拡大	(現状) 保育所、子ども家庭支援センター「しらとり」で受入 (目標) 子ども家庭支援センター「たっち」で受入
青少年社会参加活動	異年齢や他の学校の生徒との交流を目的とした、小学生バレーボールのつどいや小中学生綱引きのつどいを実施し、青少年の社会参加活動を推進します。		継続	(現状) 小学生バレーボールのつどい 参加チーム 48チーム 小中学生綱引きのつどい 参加チーム 73チーム
ジュニアリーダー講習会	小学4年生から高校3年生までを対象に、青少年の自主性、リーダーシップの養成を図り、地域青少年のリーダーを育成するため、年間を通して野外活動やレクリエーション活動などの講習会を実施します。	年度当初の申込みで対象者が限定される。最長9年間同じ青少年が育成されているにもかかわらず、学びを生かすシステムが構築されていない。 市民の実行委員会主体で実施します。また、講習後にボランティア活動等へとつなぐ仕組みを検討します。	継続	(現状)8回 100人
施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標

心身障害児童・生徒地域活動事業	市内に居住する市内の心障学級在籍者及び盲・ろう・養護学校在籍者を対象として、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション等の多彩な地域活動の機会と場を提供し、保護者とボランティアを中心として交流を深め、学習を行います。	平成13年度から国の補助金が廃止され、市の予算で委託事業として実施している。	継続	(現状) 休業日となる土曜日の午前中を原則に1回2時間程度とし、年間25回程度実施
高校生相互ホームステイ	府中市と友好都市ウィーン市ヘルナルス区の間で継続的交流事業として高校生の派遣事業を実施します。両市区では見学などを行うほかホームステイを行い、家庭の中に入り親しく交流をし、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。	帰国後、国際交流などの活動につながっていくことが望まれる。	継続	(現状) 5人派遣 5人受入
親子ふれあい農園	小中学生とその家族を対象に、野菜・果実等が作られているのを体験できる農園を提供します。学校が週休2日制になり、休日を利用し、野菜作りを通して、親子のふれあいを深める場とします。	当市でどのような農作物が作られているかよく知られていない状況がある。1コース4～5回の体験であるために、機会としては多くない。	継続	(現状) 夏野菜コース 秋野菜コース 計2コース
ふれあい手作り教室	4歳～中学生を対象とし、親子で参加し、協力しながら一緒に作品(絵手紙・七宝焼・ペーパークラフト・ステンシル等)を作り上げる機会を提供します。また、参加した親子がふれあい、交流する場とします。	事業の内容によって、参加状況にバラつきがみられる。 低年齢の子供にも適した内容でありながら興味を起こさせ、満足度の高い内容を調査し研究する。	継続	(現状) 3日間
中高生対象講座	様々な興味を引き出し、より本格的な活動へのきっかけとして、中学生や高校生を対象とした講座等を充実します。	生き生きと時間が過ごせない、何をしたいかわからないという中高生への支援	新規	

9. 健全育成

(5) 地域の社会環境

【施策の方向】

青少年対策地区委員会や学校、PTA等の関係機関が連携を取り、また必要に応じて各種事業者等にも協力を求めながら、青少年が安心して明るい生活を送り、健やかに成長することができる地域の環境浄化活動に努めます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
青少年対策地区活動	PTA、学校、保護司会、青少年委員、青少年団体、女性団体等、関係機関や市民で構成される青少年対策地区11委員会(中学校区)に対し、補助金を交付することにより、青少年の健全育成を図ります。	社会状況の変化により、地域における青少年健全育成の充実が求められている。	継続	(現状) 環境浄化活動 87回 非行防止活動 26回 育成事業活動 62回 啓発・地区委員会 84回
青少年健全育成市民運動	青少年対策地区委員会、PTA連合会、小中学校校長会及び府中警察署との連携のもとに、地域における青少年健全育成の充実を図ります。 青少年健全育成協力店の指定を、地域のコンビニや書店を皮切りに実施し、対象を拡大します。	社会状況の変化により、地域における青少年健全育成の充実が求められている。	継続	(現状) 地域のパトロールや懇談会など地域活動 青少年健全育成協力店 58店 青少年対策委員 616人 緊急避難の家 1,847件

(6) 思春期保健対策

【施策の方向】

思春期の問題として、性行動・妊娠中絶・性行為感染症・薬物乱用・喫煙・飲酒等があり、生涯の健康に影響を与える問題として、小中学生からの教育が必要となっています。教育教材の提供や情報交換など、関係機関と協力して取り組みます。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
思春期保健対策	教育教材の提供や情報交換など、学校や保健所と協力して取り組みます。	関係機関との連携強化	継続	(現状) パンフレット配布

9. 健全育成

(7) 中高生の活動の場

【施策の方向】

新たな子ども家庭支援センター「たち」の夕方以降を中学生・高校生の活動の場として活用します。また、中高生自身による企画・活動組織を設け、各種市内施設を利用した活動を支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
中高生の活動の場	学校や地域の施設等様々な資源を活用しながら中高生が活動し、いきいきと過ごせるような場づくりを推進します。	各スポーツ施設・文化施設の活用 健全育成を含む総合的な視点での検討を要する。	削除	【下に変更】
子ども家庭支援センター「たち」内の活動場所	新たな子ども家庭支援センター「たち」の夕方以降を中高生の懇談・活動場所とします。また、中高生自身による企画・活動組織を設け、「たち」以外の各種施設を利用した活動についても支援します。	中高生が生き生きと過ごせる環境整備	新規	(目標) 中高生の主体的な活動

10. 住宅・都市環境

(1) 住宅 - ファミリー層への居住支援

【施策の方向】

民間賃貸住宅の借り上げによる市民住宅の運営を行うとともに、特定優良賃貸住宅等の情報提供により、ファミリー世帯が適切な居住水準の住宅への居住が可能になるよう供給を誘導します。また、子育て世帯が孤立せずに互いに助け合いながら暮らすことができるよう、分譲マンションにおける子育て支援施設設置の奨励や市営住宅の集会所の開放など、活動スペースの設置に対する支援策を講じます。また、市民のシックハウス対策に関する情報提供や事業者への建築時の指導などにより、心身ともに健康に暮らせる住まいづくりの普及を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
市民住宅	中堅所得者等の居住の用に供する優良な賃貸住宅を提供することにより、市民生活の安定と福祉の増進を図ります。	市民住宅の運営には、入居者が支払う家賃のほか国及び都からの補助金を充たし不足分は一般会計からの持ち出しとなる。また、都は補助金の打ち切りを検討しており、市の負担分が増大する可能性がある。 借上げ期間の20年間は、入居者の有無にかかわらず市は所有者に対して契約家賃を払い続けなければならない。 入居期間の長さに伴い入居者の家賃が上昇する仕組みになっているため、年々負担が増加する。	継続	(現状) 市内3か所47戸を運営中

(1) 住宅 - 健康に暮らせる住まいづくり

【施策の方向】

市民のシックハウス対策に関する情報提供や事業者への建築時の指導などにより、心身ともに健康に暮らせる住まいづくりの普及を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
シックハウス対策 (市営住宅)	市営住宅の改築時には公営住宅整備基準における性能評価等級水準にあった建築材料を使用し、竣工後は室内化学物質濃度測定を実施します。		削除	【ファミリー層への居住支援に吸収】

10.住宅・都市環境

(2)都市環境 - バリアフリー化

【施策の方向】

駅前広場や公共施設などについては、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人が利用しやすいよう整備を進めます。また、駅や民間の公共的施設については、事業者福祉のまちづくりへの協力を要請します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
福祉のまちづくり (補助金)	不特定多数の方が利用する都市施設等を新築、改築又は改修する中小企業者または公益法人などの建築主に対し福祉環境整備の工事に要する経費を助成することにより、施設整備を促進し、福祉のまちづくりの推進と福祉の向上を図ります。		継続	(現状) 15年度補助件数1件
福祉のまちづくり (公共施設)	「福祉のまちづくり条例」に沿って環境整備を進め、だれにもやさしいまちづくりを推進します。		削除	【施策の方向に吸収】
交通バリアフリー	高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進します。	施設を整備するだけでは不十分であり、その施設がどういう役割をもって、なぜ必要なかをだれもが理解する必要がある(心のバリアフリー)。 バリアフリー施設の役割について啓発します。	継続	(現状) 15年度 基本構想策定 重点整備地区：府中駅・府中本町駅周辺地区 16年度 事業計画策定予定

10.住宅・都市環境

(2)都市環境 - 公園などの施設整備

【施策の方向】

街区公園など地域に密着した公園は、地域のコミュニティの場として活用できるよう、市民が主体となった管理・運営方法の導入を進めます。また、安心して利用できるよう、遊具などの安全管理や砂場などの衛生管理を充実します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
公園・緑地等の整備	市内のどこからでも歩いていける範囲に公園があることを目指し、公園の整備を進めます。	公園・緑地等の確保については、新たな用地の取得が難しい状況となっており、開発事業による帰属が主になっている。	継続	(現状) 181ha(市面積の6.17%) (目標) 緑の基本計画目標に向け整備を進めます。 22年度目標 261ha(市面積の8.90%) 将来目標 396ha(市面積の13.50%)
公園管理	街区公園など地域に密着した公園は、地域のコミュニティの場として活用できるよう、市民が主体となった管理・運営を行います。また、安心して利用できるよう、遊具などの安全管理や砂場などの衛生管理を行います。		継続	

(2)都市環境 - 文化施設・文化活動 - ア.発表の場の確保

【施策の方向】

自主的な文化活動に対して、練習会場や発表の場の提供、団体・指導者の紹介、相談体制の充実を行い、活動を支援するとともに、文化団体相互の交流や連携強化を図ります。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
文化活動奨励	市内の青少年団体の活動に対し、発表会の際に会場使用料等の一部援助などの支援を行います。	この事業のPRが広く行われていないため、件数は横ばいであり、毎年同一団体(音楽団体のみ)が援助を受けている。広く支援ができるような支援方法を検討します。	継続	(現状) 援助団体 7団体
青少年音楽祭	学校や地域などで音楽活動を行いながら、なかなか発表の場を持たない青少年の団体に、発表の場を提供します。	平成15年度で第18回目を数え、市の事業として定着している。	継続	(現状) 合奏の部 13団体、合唱の部 11団体

10.住宅・都市環境

(2)都市環境 - 文化施設・文化活動 - イ.鑑賞機会の確保

【施策の方向】

身近で優れた芸術や文化に親しむことができるよう、鑑賞の機会を確保します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ルミエール親子劇場	幼児から小学生を対象に、名作文学等、子供達の夢と感動を育む舞台演劇を開催し、観劇を通して親子のコミュニケーションを深めます。	会場(市民会館)の閉鎖に伴う、事業企画の刷新。	継続	(現状) 2回

(2)都市環境 - 文化施設・文化活動 - ウ.図書館

【施策の方向】

図書や視聴覚資料をゆったり利用できる空間の確保、電子出版などの新しいメディアへの対応、障害者サービスの展開など、多様な要望にこたえるため、中央図書館の改築を行います。また、きめ細かい読書相談やレファレンスサービスを行うとともに、子どもの心をはぐくむ出会いの場を提供するなど、図書館ボランティアと協働し図書館サービスを充実します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
おはなし会	おはなし(ストーリーテリング)や絵本の読み聞かせを通し、読書の楽しみ、想像力をはぐくむきっかけとします。	子どもの繁忙により、対象者の参加が減少している。	継続	(現状) 中央館 幼児(3歳以上)、小学生対象 週1回 地区館 各館年3回実施
ちいさい子のためのおはなし会	乳幼児と保護者を対象に、絵本の読み聞かせやわらべうた・手あそびを行い、読書の楽しさを知ってもらい、親子のふれあいを図ります。	昨年度まで、中央図書館で年2日、1日2回(計4回)実施していたが、参加者からは好評で、また、即日定員になってしまい、さらなる要望があった。	継続	(現状) 中央館 隔月1回実施(計6回) 地区館 各館年3回実施(計36回)
赤ちゃん絵本文庫	3～4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査の会場で、絵本の読み聞かせ・わらべうた・手あそびを実施し、また、赤ちゃんの図書館利用カードを作成し赤ちゃん絵本を貸し出します。		継続	

10. 住宅・都市環境

(2) 都市環境 - 文化施設・文化活動 - エ. 郷土の森博物館

【施策の方向】

博物館本館とフィールドミュージアムの事業を充実し、歴史、民俗、自然などの文化が理解でき、いつでも親しみを持って学び、楽しみ、憩える環境づくりを行います。特に、企画と展示の充実に努め、博物館機能を充実します。また、市民が互いに学びあう、各種の体験学習活動をボランティアの協力を得て展開します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
体験学習	子どもたちに郷土府中の自然や歴史に親しむ機会を作ります。	参加者から大変好評を博しており、今後も継続して実施していくことが望まれる。	継続	(現状) 「自然観察会」 6回 「こめっこクラブ」 13回 「陶芸教室・縄文土器を作ろう」 4回 「星空観測会」 8回 「太陽観望会」 13回 「体験館事業」 75回

(2) 都市環境 - 文化施設・文化活動 - オ. 美術館

【施策の方向】

優れた美術品の収集と展示により、その鑑賞の機会の充実に努めます。子どもや成人を対象に実技講座などの開催や、一流の美術家を講師に招き公開制作を行うなど、創造力の育成に努めます。また、作品発表の場として活用するとともに、多摩地域の核となる美術情報センターを目指します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
小中学校美術鑑賞教室	展示作品の鑑賞を通して、美術に対する関心を高め、豊かな情操を養うとともに、自らが主体的に意欲や興味をもって鑑賞する態度を育てます。	中学校の参加の促進	継続	(現状) 小学校 第4・5・6学年 全児童 中学校 第1学年 全生徒
子ども・親子ワークショップ	テーマに基づき、多彩な講師による実践的なグループ体験学習を通して、子どもたちの美意識と想像力を育成します。	中学生以上の青少年を対象とした企画と参加の促進	継続	(現状) 小中学生が親子で参加できる機会などとして、年間4～5事業のワークショップを実施 「ぼうけん」シリーズ 「はじめて」シリーズ 「私の好きなもの」シリーズ 市立小中学校図工・美術教員による研究会との共催企画
企画展関連ギャラリートーク・ワークショップ	企画展の作家を講師に、実践的なグループ体験学習を通して、企画展の理解と子どもたちの想像力を育成します。	中学生以上の青少年の参加の促進	継続	(現状) 企画展開催中に年2回程度実施

10.住宅・都市環境

(3)都市環境 - 体育施設・スポーツ活動

【施策の方向】

幼児体育教室などを実施して幼児期からの健康づくりの機会を提供するとともに、自主的なスポーツ活動に対する助成を行うなど、子どもの健やかな成長を支援します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
ジュニアスポーツ活動事業助成	市内に活動基盤をもつ少年・少女スポーツクラブの活動に対して補助金を交付し、子どもの健康な体づくりを支援します。	会員数減少のクラブが出始めている。	継続	(現状) 91団体
スポーツ関連施設	屋内にひきこもりがちな子どもたちが、屋外で健康的に安心して遊び、かつ社会性を身につけることができるよう、健康センター及び体育館、野球場、サッカー場など、市内のスポーツ施設を運営し、健康な体づくりを支援します。	安全管理	継続	(現状) 総合体育館1か所、地域体育館6か所、プール7か所、水遊び広場1か所、庭球場15か所、野球場5か所、陸上競技場1か所、サッカー場3か所
ジュニアスポーツ教室	陸上、バスケットボールなどのスポーツ教室を開催することにより、スポーツへの関心と技術を高め、正しいマナーやルールを学ぶ機会を提供します。		継続	(現状) 陸上競技 4回 ドッジボール 4校各2回 卓球 32回 健康センター(バスケット、新体操、体力づくり体操、剣道、柔道、相撲、なぎなた、バドミントン) 226回
幼児体育教室	3～4歳児が遊びを通して基礎的な運動能力を獲得することができるよう、幼児のための体育教室を開催します。		継続	(現状) 地域体育館 8回 健康センター 30日
地域体育館子ども体操教室	地域体育館において、小学生を対象に各種の体操を楽しむ教室を開催します。	定員を超える申込者への対応	継続	(現状) 171回

11. 安全・防犯

(1) 防犯 - 防犯意識の啓発

【施策の方向】

広報活動を通じて防犯意識の啓発や情報の提供を行うとともに、スーカールなど新たな犯罪に対する相談体制の整備や取り締り強化を警察署に要請します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
防犯意識の啓発	市・市民・事業者等が自らの責任において犯罪の防止に努め、連携した活動を行うことにより府中市を「犯罪の起こさせない、犯罪が起きにくいまち」にし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	国は、平成15年を治安回復元年として、今後3年間で10年前の治安水準に回復することを目標とする。東京都は、平成15年6月に東京都安全・安心まちづくり条例を制定。年々刑法犯の発生件数が増加傾向にあり、また、池田小学校事件等、子どもを取り巻いたましい事件が後を絶たない状況から、市、市民協働による連携した犯罪を防止するための活動を実施する必要がある。	継続	(現状) 情報の提供(広報月1回、自治会回覧板年4回、ホームページ)

(1) 防犯 - 地域安全体制

【施策の方向】

防犯協会や地域住民による自主的な地域パトロールや子ども緊急避難の家の設置など、地域での安全体制づくりを支援します。また、防犯灯の設置を進め、夜間の安全性を高めます。さらに交番の増設やパトロールの強化を東京都に要望します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
地域安全の推進	市・市民・事業者等が自らの責任において犯罪の防止に努め、連携した活動を行うことにより府中市を「犯罪の起こさせない、犯罪が起きにくいまち」にし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	国は、平成15年を治安回復元年として、今後3年間で10年前の治安水準に回復することを目標とする。東京都は、平成15年6月に東京都安全・安心まちづくり条例を制定。年々刑法犯の発生件数が増加傾向にあり、また、池田小学校事件等、子どもを取り巻いたましい事件が後を絶たない状況から、市、市民協働による連携した犯罪を防止するための活動を実施する必要がある。	継続	(現状) 警備会社に委託し警備員が巡回(昼夜間) 市の施設の安全点検 市民によるパトロール 防犯関係団体等によるパトロール 犬のおさんぽパトロール 子ども見守りパトロール 自転車パトロール 春・夏・秋の地域安全運動

11. 安全・防犯

(2) 交通安全 - 交通安全意識の啓発

【施策の方向】

交通安全協会などと連携して交通安全運動や広報活動などを実施し、交通安全意識の啓発や交通ルールの遵守、交通マナーの向上に努めます。特に交通事故の被害にあいやすい子どもや高齢者を対象とした交通安全教育を充実します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
交通安全意識の啓発	市民一人ひとりに交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。	自転車の事故や飛び出し事故などが多く、ルール、マナーの遵守が求められている。	継続	(現状) 春・秋の交通安全運動(各10日間実施) 幼児交通安全教室職員派遣事業制度 小学生・高齢者自転車競技大会 交通安全市民の集い 交通安全パレード2回

(2) 交通安全 - 歩行者の安全確保

【施策の方向】

道路の新設にあたっては、車いすが通行できる歩道幅員の確保や自転車道の設置、歩車道の分離など、歩行者優先の道路整備を進めます。また、歩道の段差・勾配の改善、歩道上の放置自転車や違法看板の撤去など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。さらに、生活道路への進入車両抑制のため、スクールゾーンやコミュニティゾーンの指定など、周辺環境に適した交通規制や、違法駐車を取り締まりなどを警察署に要請します。

施策・事業名	内容	課題等	方向	計画目標
あんしん歩行エリア	府中駅北側地区は、幼稚園、小学校、中学校、農工大、病院、福祉施設等がある地域です。幅員の狭い道路では、朝夕の通勤・通学時は歩行者・自転車が自動車と輻輳して危険な状態となっており、歩行空間の確保するため、あんしん歩行エリアとして設定し、エリア内の整備を順次実施します。		継続	(現状) 府中駅北側地区230haをあんしん歩行エリアに設定